

## 第4号議案

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する  
法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行  
に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年2月21日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

(提案理由)

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）による水道法（昭和32年法律第177号）の一部改正に伴い、関係条例の規定を整理する必要があるので提案する。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う  
関係条例の整理に関する条例

(長岡京市水道給水条例の一部改正)

第1条 長岡京市水道給水条例(昭和48年長岡京市条例第30号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項ただし書の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 【略】</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第36条 【略】</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項ただし書の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 【略】</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第36条 【略】</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>

(長岡京市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第2条 長岡京市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成24年長岡京市条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p>

改正後	改正前
(1)～(5) 【略】 (6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u> の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者	(1)～(5) 【略】 (6) <u>厚生労働大臣</u> の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。